

令和6年度文京区立学校 学校給食無償化について

現下の物価高騰による子育て世帯の家計への影響を鑑み、文京区では、令和5年9月（2学期）から、区立小・中学校の学校給食を無償化しており、令和6年度についても、学校給食無償化を実施します。

また、食物アレルギーや、長期欠席等の理由により、ひと月を通して給食の提供を全く受けられないご家庭に対し、学校給食食材費相当分の支援（学校給食費代替補助金）を、下記のとおり実施します。補助金の支給を受けるためには、学校へ事前にお申し出いただき、申請していただく必要がございます。

無償化とともに、学校給食の質の確保にも取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1 学校給食無償化対象者

■ 文京区立小・中学校に在籍する児童・生徒

※無償化に伴う、保護者様の手続きはございません。

※文京区立小・中学校に在籍している、文京区外在住の方も対象となります。

2 文京区学校給食費代替補助金について

【対象者】

長期欠席・食物アレルギー等の事情により、ひと月を通して学校給食の提供を受けていない児童・生徒の保護者様

※文京区立小・中学校に在籍している、文京区外在住の方も対象となります。

※牛乳・パン等、一部でも給食提供を受けている場合は対象外となります。

※ひと月とは、月の初日（1日）から最終日までを指します。

【補助額】

該当学年の1食単価に、在籍クラスの給食回数を乗じた額

※年2回（1学期分、2・3学期分）に分けて交付します。

【申請までの流れ】

補助金対象者に該当する場合は、欠食又は長期欠席する日の前月20日頃までに学校にお申し出ください。対象者の方には、学校を通じて申請書をお渡します。期限までに学務課給食給付担当宛に、申請書の提出をお願いいたします。

※6月頃に申請書をお渡しする予定です。

【お問合せ先】

文京区教育委員会
学務課給食給付担当

TEL.03-5803-1959